

令和7年度 アートプロジェクト支援事業助成金
よくあるご質問と回答

No.	質問	回答
【対象となる活動、対象者】		
1	対象となるのはどのような事業ですか？	募集要項の「3 対象となる事業」に記載のとおり、地域の魅力向上や地域課題解決に寄与する事業で地域住民や団体、企業など様々な組織と連携・協働を行うものを対象としております。その他の要件や対象とならない事業についても明記していますので、よくご確認ください。
2	対象とならない事業例に「所属・招聘アーティストの発表が中心で地域や他分野との連携の要素がない事業」とありますが、どんな活動ですか？	本事業は、地域の魅力向上や地域課題解決に寄与する事業で、地域住民や団体、企業など様々な組織と連携・協働した取り組みを支援します。そのような観点がない事業、考えにくい事業は対象となりません。 ＜考えられる例＞ 対象 ：団体内にとどまらず、住民や地域の団体などと協働で地域の課題解決を目指す活動 対象外：自主公演や発表会のみに終始する活動
3	応募資格の福井県内に主たる活動拠点を置くとはどのような状態を指しますか？	団体の本部が福井県内に拠点を置いている状態を指します。
【助成対象期間】		
4	対象となる事業期間はいつからいつまでですか？	支給決定日（内定日）から原則令和8年2月末です。2月末までに事業実施および支払等すべての手続きを終える必要がありますので、ご注意ください。
5	支給決定通知日（内定日）よりも前に支払った経費も対象になりますか？	支給決定日（内定日）以降の活動が助成対象となります。支給決定日（内定日）よりも前に支払った経費および着手した経費は助成対象となりません。
【助成金の交付、対象経費】		
6	事業収入が予算額より増えた場合、助成額はどうなりますか？ また、繰越は可能ですか？	予算額よりも収入が増えた場合は、助成金額が減額します。助成金の繰越は認められません。
7	助成対象経費は「証拠書類によって金額等が確認できるもの」とされていますが、証拠書類とはこういったものですか？	「領収書」または「請求書と金融機関振込明細票のセット」の写しが必要となります。 上記書類には、 ・支払関係書類に記載の名称は、団体名と一致 ・発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていることを確認してください。 活動終了後に証拠書類として提出していただきます。

令和7年度 アートプロジェクト支援事業助成金
よくあるご質問と回答

No.	質問	回答
8	業務委託は総事業費の何割まで可能ですか？	委託費の割合に定めはありませんが、事業内容に応じ、金額の妥当性を判断しますので、委託費は「一式」とせず、積算内訳にその内訳をできる限り記載してください。なお、助成事業の全部またはその主たる部分を委託することは認められません。
9	申請団体・グループメンバーへの業務委託費などは助成対象となりますか？	申請団体・グループメンバーへ発注する経費は助成対象となりません。
10	申請団体・グループメンバーが所有する施設に対して会場使用料を支払うことはできますか？	申請団体・グループメンバーが所有する施設等の会場使用料は助成対象となりません。
11	人件費は計上できますか？ また、人件費に係る社会保険料は計上できますか？	助成対象事業に従事する者を臨時に雇用する場合に限り、賃金・社会保険料などを計上することができます。団体等の職員の給与、社会保険料、各種手当などの人件費は助成対象外です。
12	振込手数料は対象になりますか？	振込手数料は助成対象となりません。
13	消耗品とはどういったものですか？	助成対象事業を行うために必要な物品であり、耐用年数が1年未満のもので、事業終了後に団体の資産とならないものを指します。なお、事業の内容に応じて、必要性・妥当性を判断します。
14	消耗品費でパソコンやタブレットを購入することはできますか？	汎用性があり本事業の目的以外に使用が可能な物品は助成対象となりません。また、社会通念上高額な備品と考えられる物品は、審査により助成対象から除外します。
15	会食、弁当、飲料等は助成対象となりますか？	飲食に係る経費は助成対象となりません。
16	招へいするゲストが宿泊する際の朝食代は助成経費となりますか？	飲食に係る経費は助成対象となりません。

令和7年度 アートプロジェクト支援事業助成金
よくあるご質問と回答

No.	質問	回答
17	図録や記録動画を販売してもよいですか？	販売活動を行う予定がある場合は、その売上金額を収支予算書の事業収入に計上してください。制作物には本助成制度のロゴマークやクレジットを掲載いただきますので、事前に相談ください。なお、有料で配布する図録等の製作に係る費用（印刷費等）は助成対象となりません。
18	販売目的の商品（グッズ等）のデザイン費や製作費は助成対象となりますか？	販売する商品自体の製作に係る費用は助成対象となりません。ただし、商品のデザインやコンサルティング等に係る費用は対象となる場合がありますので、個別に相談ください。
19	ガソリン代は助成対象となりますか？	ガソリン代は助成対象となりません。
20	展示・発表会場の施設整備に係る費用は助成対象となりますか？	施設整備費は助成対象となりません。
21	雨天により事業が中止となった場合の助成金はどうなりますか？	中止を決定した日付までに実施した事業や準備経費は助成対象と認められる場合があります。そのため、中止の判断をする際には、事前に相談ください。
【その他】		
22	申請額どおり助成されるのですか？	審査会により事業内容を審査した上で、予算の範囲内で助成対象事業を決定します。内容によっては、不採択となる場合や申請額どおり助成されない場合もありますので、予めご了承ください。
23	今回の募集で採択されると、翌年度以降も採択されますか？	今回の募集で採択を受けても、翌年度以降の採択や助成金交付を保証するものではありません。また、昨年度採択されても、今回は不採択となる場合もあります。
24	他の助成金との併願は可能ですか？	福井県の他の補助金等との併願はできませんが、国・市町の補助金、民間団体の助成金との併願は可能です。ただし、併願する他の助成制度が当助成制度との併用を認めているかは、事前に先方に確認ください。
25	事業内容を変更することは可能ですか？	事業の根幹に関する変更はできませんが、軽微なものなど内容によっては可能です。内容を変更する場合は、変更申請が必要になりますので、事前に相談ください。